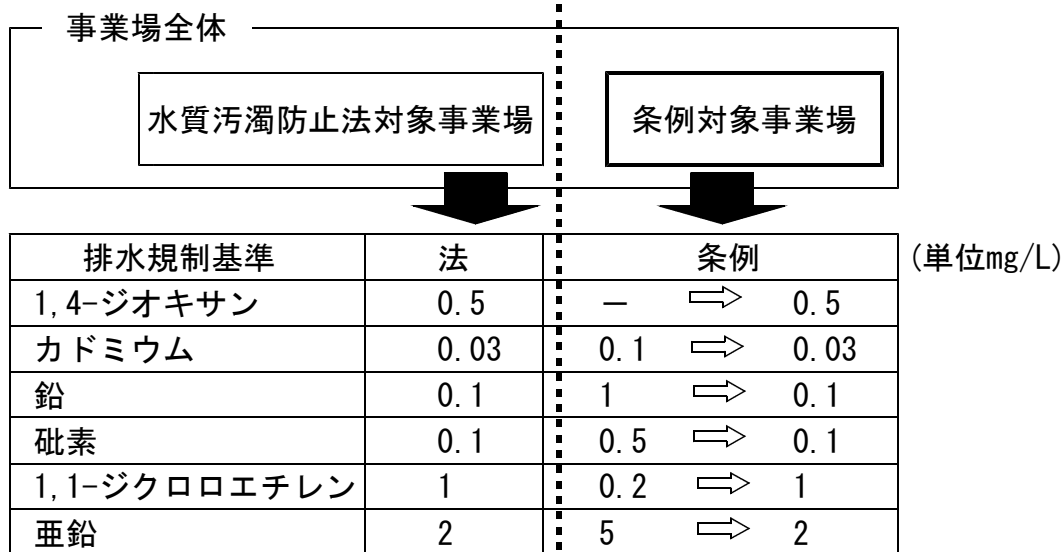


徳島県生活環境保全条例の一部改正について [概要]

1 条例改正の内容



<対象事業場>

- 豚又は牛を30頭以上飼養する施設
- ゴム製品製造業の用に供する被鉛施設、洗浄施設他
- 紙加工品製造業の用に供する貼合せ施設
- 廃棄物焼却炉の用に供する廃ガス洗浄施設
- アスファルトプラントの用に供する廃ガス洗浄施設他
- 給食又は調理の用に供する洗浄施設
- 集乳業の用に供する洗浄施設

2 条例改正の理由

水質汚濁防止法に係る排水基準に、1,4-ジオキサンが追加され（平成24年5月施行）、さらに土壤環境基準においても追加されることとなった（平成29年4月施行予定）。

また近年の相次ぐ法改正により有害物質の規制は厳しくなっており、本県の公共用水域は現在のところ良好な水質を保っているが、将来にわたり県民の安全及び環境を保全していくうえで、カドミウム等の排出水の許容限度についても、法の規制基準を準用する。

3 施行期日（予定）

平成29年4月1日

4 今後の予定

平成28年11月8日 環境審議会生活環境部会審議

11月末～ パブリックコメント

平成29年 2月 環境審議会生活環境部会審議、2月議会議案提出

改正対象物質について

	主な用途	毒性
1,4-ジオキサン	合成皮革用・反应用の溶剤、洗浄溶剤、医薬品合成原料	脳、肝臓、腎臓への障害及び発がん性
カドミウム	顔料、電池、合金・接点材料、めっき	腎臓への障害
鉛	バッテリー、はんだの原料、ガラス添加剤	腎臓への障害
砒素	合金、半導体の原料、木材の防腐剤	色素沈着、神経障害、皮膚がん
1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン系繊維、フィルム等の合成原料	肝臓への障害
亜鉛	メッキ、染料や農薬の合成原料、電池、点眼液	人へは必須元素 水生生物へ影響